

平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

民事訴訟法

問1 法律上の推定と証明責任の転換との関係について、具体例を挙げながら説明しなさい。

問2 次の説例を読んだ上で、次の問いに答えなさい。

【説例】 Xは、Yに対し、1000万円の貸金の返還を求める訴え（以下、これを本訴と呼ぶ）を提起した（以下の（1）と（2）は相互に関連しないものとする）。

（1） Yは、本訴の提起前に、Xに対し、1000万円の売買代金の支払いを求める訴え（以下、これを別訴と呼ぶ）を提起していたが、Yは、本訴の係属中の口頭弁論期日において、別訴において主張した債権を自働債権として、本訴において主張されている債権と相殺する旨の陳述を行った。

（2） Yは、本訴の係属中に、Xに対し、1000万円の売買代金の支払いを求める反訴を提起していたが、その後、Yは、本訴の係属中の口頭弁論期日において、反訴において主張した債権を自働債権として、本訴において主張されている債権と相殺する旨の陳述を行った。

【問い】 （1）および（2）のケースにおいて、判例はYの相殺の抗弁を適法としているかどうかについて説明をしたうえで、この判例の立場について論評しなさい。

以上。